

大口町告示第88号

平成24・25年度 大口町入札参加資格審査実施要領（物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等）を次のように定める。

平成23年12月19日

大口町長 森 進

平成24・25年度 大口町入札参加資格審査実施要領（物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等）

（目的）

第1条 この要領は、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る大口町入札参加資格審査の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 電子調達システム あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うあいち電子調達共同システム（物品等）のことをいう。
- (2) 申請者 入札参加資格審査に参加しようとする者をいう。

（受付期間）

第3条 受付期間は、次のとおりとする。ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

- (1) 定時受付 平成24年1月4日から平成24年2月15日まで
- (2) 随時受付 平成24年4月2日から平成26年2月17日まで

2 受付時間は、午前8時から午後8時までとする。

（申請者の要件）

第4条 申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 資格審査を希望する業種について、法令の規定により必要とされる許可登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (3) 次に掲げる各税が未納でないこと。ただし、納税義務がないものについては、

この限りではない。

ア 国税

(ア) 法人 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 個人 所得税、消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

(ア) 法人 法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税

(イ) 個人 個人事業税及び自動車税

ウ 町税

(ア) 法人 法人町民税及び固定資産税

(イ) 個人 町県民税及び固定資産税

(4) 資格審査を希望する業種について、大口町小規模工事等契約要領（平成15年大口町訓令第1号）による届出事業者でないこと。

(申請)

第5条 申請者は、電子調達システムにアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力後、送信（以下、「データ送信」という。）するものとする。

2 申請者が法人の場合は、法人単位で申請するものとする。

3 申請できる営業品目は、別表第1のとおりとする。

4 申請者は、契約を締結しようとする営業所において、申請を希望する業種の営業が認められていなければならない。

5 申請者はデータ送信後の申請内容の変更はできないものとする。

6 町は、申請者に申請内容を証明する書面の提示を求めることができる。

7 申請者は、入札参加資格の有効期間中、申請内容を証明する書面を保管するものとする。

8 町は、申請者からの申請内容等に虚偽があると認める場合には、指名停止措置及び入札参加資格の取消しをすることができる。

9 当該申請に基づく入札参加資格者名簿を電子調達システムの入札情報サービスで公表するものとする。

(別送書類)

第6条 申請者は、データ送信後別表第2に定める書類を各1部、次に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 定時受付 データ送信日から7日以内に必着。ただし、最終提出期限は平成24年2月20日とする。

(2) 随時受付 データ送信日から7日以内に必着。なお、7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがある。

2 提出する各種証明書は、申請日において発行日から3月以内のものとする。

3 第1項各号に定める提出期限が休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

(資格審査)

第7条 町は、申請者が第4条に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

2 町は、申請内容及び別送書類に不備等がある場合は、メールにて通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(審査状況)

第8条 申請者は、電子調達システムにアクセスして審査の進捗状況を確認することができる。

(審査結果)

第9条 町は、審査結果を速やかに電子調達システムに入力しなければならない。

2 申請者は、電子調達システムにアクセスして審査結果を確認することができる。ただし、定時受付に係る申請に限り、平成24年4月2日から審査結果を確認することができる。

(追加届)

第10条 申請者は、審査結果確認後、電子調達システムにより追加届を入力し送信するものとする。

2 届出項目は次のとおりとする。

(1) 許可・登録等

(2) 契約実績

(3) 特約・代理店及びメーカー情報

(資格の有効期限)

第11条 資格の有効期限は、次のとおりとする。

(1) 定時受付 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

(2) 随時受付 入札参加資格決定の日から平成26年3月31日まで

(会社更生手続開始決定及び民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い)

第12条 申請者が、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の1第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた場合は、再度申請をし、審査を受けなければならない。

(登録内容の変更)

第13条 申請者は、登録内容に変更等が生じた場合には、速やかに変更手続きをしなければならない。ただし、定時受付に係る申請後の変更は平成24年4月2日以降に受け付けるものとする。

(書類等の提出先)

第14条 第6条及び前条に定める手続きに係る書類等の提出先は次のとおりとする。

(1) 提出先 大口町役場総務部行政課

(2) 住所 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

(その他必要事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、入札参加資格審査の実施について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

別表第1（第5条関係）

<p>1 物品の製造・販売</p>	<p>コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品</p>
<p>2 物品の買受け</p>	<p>不用品買受け</p>
<p>3 役務の提供等</p>	<p>建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等</p>

別表第2（第6条関係）

1 共通審査自治体に提出する別送書類

(1) 法人

提出書類の名称	説 明
別送書類送付書	電子調達システムから印刷したもの
履歴事項全部証明書 (又は登記簿謄本)	法務局発行のもの（法務局登記官が証明したもの）
納税証明書（国税）	税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）
納税証明書（県税）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用） ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書（別紙様式）」

(2) 個人

提出書類の名称	説 明
別送書類送付書	電子調達システムから印刷したもの
身元（分）証明書	本籍地の市区町村長が証明したもの
登記されていないことの証明書	法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行したもの）
納税証明書（国税）	税務署が発行した所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）

納税証明書（県税）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用） ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書（別紙様式）」
-----------	---

2 町に提出する別送書類

提出書類の名称	説 明
別送書類送付書	電子調達システムから印刷したもの
納税証明書（町税） 大口町に納税義務がある場合	申請直近の事業年度1年間分の納税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、大口町が発行する法人町民税及び固定資産税の納税証明書 ・個人の場合は、大口町が発行する町県民税及び固定資産税の納税証明書